

日本の朝鮮植民地支配の実態

長谷川 了一

天皇直属の絶対権力者・朝鮮総督

日本は1910年から1945年までの35年間にわたって、朝鮮を植民地として支配した。この間に日本が行った植民地支配の実態を正確に見ておきたい。

植民地である朝鮮を支配・統治した機関は朝鮮総督府であった。朝鮮総督府の頂点に位する朝鮮総督は、天皇にのみ直属して、帝国憲法・帝国議会には拘束されず、立法・行政・司法権はもちろん、朝鮮におかれた日本軍に対する統率権をも持つなど、一切の権限を握っている絶対権力者だったので「小天皇」と呼ばれた。この朝鮮総督は、日本陸海軍の現役の大將からのみ選ばれることになっていた。また、植民地であった朝鮮には、明治憲法を適用していない。

憲兵警察統治と自由の禁圧

憲兵は本来、軍人の犯罪を取り締まる軍の警察である。それが朝鮮では憲兵が警察の業務まで担って、朝鮮人を強圧的に軍事支配した。朝鮮人は誕生から墓場まで、憲兵警察の監視を受け、統治された。強圧的な支配を通じて朝鮮人に恐怖心を抱かせ、独立の意志をくじこうとしたのだ。朝鮮では行政官吏だけでなく、学校の教員までもが制服を着て、サーベル(長剣)を提げて教壇に立ち、威圧的に「仕事」をしていた。

朝鮮人には言論・結社・集会の自由を一切認めなかった。新聞・雑誌の発行もいっさい認めなかった。3人集まって話をすれば不法集会取り締まりの対象とされるなど、朝鮮人の自主的活動や自由を徹底的に禁圧した。

「帝国臣民」をつくり上げる教育

日本政府は、「教育は『教育に関する勅語』の趣旨にもとづいて忠良な国民を育成することを本義とする」(1911年公布の「朝鮮教育令」)と定め教育を行った。

しかし、朝鮮人の子どもに対しては差別的な教育を施した。当時の日本では初等学校は6年制、中等学校は5年制であった。朝鮮人の子どもたちに対しては、初等学校は4年制、中等学校は4年制と教育期間を短縮した。こうした差別によって人口に対する児童・生徒数の割合を比較してみると、初等学校は朝鮮人1:日本人6、中等学校の男子では同様に1:21、中等学校の女子では同様に1:107と、朝鮮人の子どもたちは激しく差別的な状態におかれていた。大学(予科)にいたっては、1:109であり、朝鮮人が入学することはきわめて困難であった。

朝鮮人を「忠良な臣民」につくりかえるために、日本語教育と修身、日本歴史の授業に重きがおかれた。4年制の初等学校では週当たり26~27時間の授業のうち日本語の授業が10時間、朝鮮語は5時間であった。1939年から学校では朝鮮語をまったく教えないようにした。

「3・1独立運動」を流血の大弾圧

「われわれはここにわが朝鮮国が独立国であることと、朝鮮人が自主の民であることを宣言する。これを世界万国に告げて人類平等の大義を明らかにし、子孫万代に告げて民族自存の正当な権利を永久に享有させようと思う……」。1919年3月1日、ソウルのパゴダ公園(現在

は朝鮮語でタプコル公園と呼ばれている)で独立宣言が発せられた。それを契機にソウルの民衆は、太極旗(大韓帝国の国旗)を振りながら、「大韓独立万歳!」を叫んで、ソウル市街をデモ行進した。

この「3・1独立運動」は、こののち3か月間に、全朝鮮で200万人以上が参加する一大民族運動に発展した。「3・1独立運動」は日本の植民地支配に対する朝鮮人の痛烈な回答だった。徒手空拳のデモ行進参加者に対して、当時の原敬首相は「実弾射撃おかまいなし」と徹底弾圧を指示した。日本軍による大弾圧によって、全国で7,645名の死者、45,562名の負傷者、49,811名の逮捕者が出た。こうして、朝鮮総督府は「3・1独立運動」を軍事力で鎮圧した。

土地調査事業で農民の土地を奪う

朝鮮総督府が出した「朝鮮会社令」(1911)は、朝鮮人会社の設立を抑制した。土地調査事業(1910~18)は土地の所有権を明確にするという口実で、朝鮮農民から土地を取り上げた。農民たちの耕作権は保護されず、農民の77%が小作農に転落した。朝鮮総督府は11万余ヘクタールの耕地を、東洋拓殖株式会社は5万弱ヘクタールの耕地を所有する大地主となった。

1931年の満州事変以降、朝鮮は戦争に必要な物資を提供する軍需基地とされ、戦争物資が略奪された。主な対象は食糧(米、麦、ジャガイモ、サツマイモ)と地下資源(金、石炭、鉄、タンゲステン、黒鉛)であった。

産米増殖計画で朝鮮人から米を奪う

朝鮮総督府は「産米増殖」計画(1920~34)によって米を収奪した。米の対日輸出高が193万石(1915~19)から816万石(1930~36)に激増した結果、同時期の朝鮮人1人当り米消費高は0.71石から0.43石に激減した。朝鮮農民はアワ・ヒエで糊口をしのがざるを得なか

った。生活困苦の中で離村し、満州に移住したり、日本に渡航したりする農民が増えた。

皇民化政策と徴兵制の実施

朝鮮総督府は、すべての朝鮮人に「我等は皇国臣民なり、忠誠以て君国に報ぜん」などの「皇国臣民の誓詞」(1937年制定)を暗誦・斉唱させた。日常生活で日本語の使用を強制した。朝鮮語を使ったら罰せられた。

また、39年には、すべての朝鮮人に対して、「氏」の創設と日本式「名」への改名を強制する「創氏改名」を実施した。これら一連の強制策を皇民化政策と呼ぶ。その目的は、日本の侵略戦争に朝鮮人を総動員するところにあった。

皇民化政策の進展に伴い、朝鮮人を対象として軍事動員が行われた。1938年から特別志願兵制を導入した。そして、1944年から兵力不足解消のために朝鮮にも徴兵制を敷いた。戦後の日本側の調査によると、敗戦までの間に合計20万9千人が徴兵され、うち復員したのは約9万7千人とされている。その他、軍属(陸海軍に勤務する雇員と傭人の総称)および軍要員として38万人が動員された。

強制連行・強制労働、日本軍慰安婦

また、朝鮮内で労働力として強制動員された人が6,468,942人、朝鮮外(日本、中国、満州、太平洋全域)に労働力として強制連行された人は857,643人にのぼっている。強制連行され、強制労働を強要された朝鮮人労働者は、タコ部屋に押し込められ、生命の危険にさらされる労働、差別と無権利、暴力的強制、低賃金など、極度の悪条件のもとにおかれた。

日本軍の管理下におかれ、無権利状態のまま一定の期間拘束され、将兵に性的奉仕をさせられた「日本軍慰安婦」は、8~20万人といわれている。「日本軍慰安婦」制度は、日本軍・国家ぐるみの「戦争犯罪」であった。(つづく)